

各種無料相談

☎…日時 場…場所 定…定員 受…受付場所 問…問合せ ※☎のあるものは要事前予約

弁護士による法律相談 ☎

弁護士が契約、相続、交通事故の損害賠償、訴訟の手続きなどの相談に応じます。

☎ ①12日(第2金曜)13時~15時30分
②26日(第4金曜)13時30分~16時30分

定 ①5名②6名(①②いずれも先着順)

受・問 住民相談室☎2213

遺言の日記念相続問題相談会

弁護士が遺言および相続に関する法律相談に応じます。

☎ 4月13日(土)13時~16時(受付は15時30分まで)

場 大宮ソニックシティ4階市民ホール404

問 埼玉県弁護士会法律相談センター☎710-5666

敷金(賃貸住宅)トラブル110番

敷金(賃貸住宅)問題に関する無料電話相談を実施します。

☎ 4月6日(土)・7日(日)10時~16時

相談電話番号☎838-1889(当日のみ)

問 埼玉司法書士会☎863-7861

司法書士による法律相談 ☎

司法書士が相続、遺言などの不動産登記、会社の登記、債務整理、成年後見手続きなどの相談に応じます。

☎ 18日(偶数月第3木曜)13時~15時

定 4名(先着順、4月10日まで予約受付)

受・問 住民相談室☎2213

行政書士相談

行政書士が会社設立、農地転用、各種許認可、相続、成年後見などの手続きの相談に応じます。

☎ 17日(第3水曜)13時~16時

受・問 住民相談室☎2213

住宅リフォーム相談 ☎

建築士が住宅リフォーム対策についての相談に応じます。

受・問 住民相談室☎2213

暴力団被害相談 ☎

上尾警察署員が暴力団員等による不当な行為で困っている方の相談に応じます。

☎ 9日(第2火曜)13時~16時

受・問 生活安全課☎2284

行政相談

行政相談委員が行政の業務に関する要望や苦情などの相談に応じます。

☎ 16日(第3火曜)10時~12時

受・問 住民相談室☎2213

女性相談 ※予約優先

女性相談員が、DV、セクハラ、モラルハラスメントや離婚問題など女性の抱えるさまざまな悩みや不安等の相談に応じます。

☎ 10日・24日(第2・4水曜)10時~12時、13時~14時

受・問 人権推進課☎2241

児童相談

相談員が、子どものしつけや生活についての相談に応じます。

☎ 19日(金)10時~15時

問 伊奈町子育て支援センター☎728-3482

暮らしの相談

埼玉県から委託された専門の相談支援員が経済的困りごとや就職活動支援等の相談に応じます。

☎ 12日(第2金曜)9時~12時

場 役場2階第8会議室

問 福祉課☎2125

心配ごと相談

民生委員・児童委員が、生活上の迷い、困りごとの相談に応じます。

☎ 10日(水)・24日(水)9時~12時

場 ふれあい福祉センター相談室

問 伊奈町社会福祉協議会☎722-9990

結婚相談

相談員が結婚を希望する方の相談に応じます。

☎ 17日(水)9時30分~11時30分

場 ふれあい福祉センター相談室兼点訳室

問 伊奈町社会福祉協議会☎722-9990

消費生活相談

消費生活相談員が消費者契約トラブル等の相談に応じます。

「訴訟最終告知」などと題した架空請求が発生しています。少しでもおかしいと感じたら消費生活相談をご利用ください。

☎ 毎週月~木曜(祝日除く)10時~12時、13時~15時

問 元気まちづくり課☎2234

創業相談

これから開業・独立を検討している方や将来起業(創業)しようとお考えの方の相談に応じます。

☎ 8時30分~17時15分(土日祝日休)

場 伊奈町商工会館

問 伊奈町商工会☎722-3751

県民相談 ☎

弁護士相談

☎ 毎週月・火・木曜13時~16時

司法書士相談

☎ 第3水曜13時~16時

問 県民相談総合センター☎830-7830

県職員による相談

相談内容に応じて専門の相談機関を紹介します。

県民相談・行政相談

☎ 電話相談：9時~17時(土日祝日休)

面談：9時~12時、13時~16時(受付は15時30分まで)

インターネット県民相談

埼玉県ホームページからアクセスしてください。

埼玉県ホームページ→各種相談窓口→行政・法律などの相談は→インターネット(パソコンまたはスマートフォンはここから、携帯電話はここから)をクリック

問 県民相談総合センター☎830-7830





4月から国民年金保険料額が変わります

☎ 大宮年金事務所 ☎ 6 5 2 - 3 3 9 9
または 保険医療課 ☎ 2 1 7 2

4月分から月々の保険料が70円引き上げられ、月額16,410円になります。

国民年金保険料を前納すると割引があります

日本年金機構から送付される前納用納付書（1年分、6か月分）で、金融機関やコンビニエンスストアなどで納めることができます。2年前納を希望する場合は、年金事務所または保険医療課に申出が必要となります。

★定額保険料を納付書で現金納付した場合

	毎月納めたとき	一括前納で納めたとき	割引額	納期
2年分	395,400円	380,880円	14,520円	5月7日
1年分	196,920円	193,420円	3,500円	5月7日
6か月分	98,460円	97,660円	800円	前期分 5月7日
				後期分 10月31日

月々の口座振替に早割制度があります

通常の口座振替（当月保険料の翌月末引落し）では割引はありませんが、早割制度（当月保険料の当月末引落し）を利用すると、月々の保険料が50円割引となります。

※保険料の一部免除等の承認を受けている方は対象外です。

クレジットカードでも年金保険料の納付ができます

クレジットカード納付は、被保険者ご自身が事前に申込み、以後継続的にクレジットカード会社が日本年金機構に立替納付を行うものです。

なお、クレジットカード納付では毎月の早割制度は適用されません。

学生納付特例制度

☎ 大宮年金事務所 ☎ 6 5 2 - 3 3 9 9 または 保険医療課 ☎ 2 1 7 2

学生のみなさんも20歳になったら必ず国民年金に加入し、保険料を納めることが義務となっています。しかし、経済的に保険料を納めることが難しい学生の方には、在学期間中の保険料が後払いできる「学生納付特例制度」があります。

☎ 大学（院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校等の学生（夜間・定時制課程や通信制課程の方を含む）であって、本人の前年所得が118万円以下の方

※学生本人に扶養親族がいる場合や社会保険料等の控除がある場合、または学生本人が障がい者や寡婦に該当する場合は所得の基準が変わります。

※「各種学校」は、修業年限が1年以上で、学校教育法で規定されている学校が対象となります。

手続きに必要なもの 年金手帳・学生証（両面コピーでも可、または在学期間がわかる在学証明書）・印鑑（認印）※注1

申請期間 4月から翌年3月

※過去の期間は、申請日より原則2年1か月前まで。

なお、申請が遅れると障害基礎年金等が受けられない場合がありますので、お早めに手続きしてください。

学生納付特例の継続申請

平成31年1月上旬までに30年度分の申請が済んでいて、申請書に平成31年4月以降も在学予定と記載された方には、4月上旬に日本年金機構からはがき形式の申請書が送付されます。引き続き学生納付特例を希望される方は、このはがきに必要事項を記入し返送してください。4月下旬までにはがきが届かない方や新規申請の方は保険医療課までお越しください。

4月から産前産後期間の国民年金保険料が免除となります

☎ 保険医療課 ☎ 2 1 7 2

国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方は、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は6か月間）の国民年金保険料が免除されます。出産予定日の6か月前から届出可能です。

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方も含みます）

手続きに必要なもの 年金手帳、母子手帳※注1

※注1 マイナンバーにより届出を行う際はマイナンバーカードを提示してください。お持ちでない方は通知カードおよび身元確認書類（運転免許証など）を提示してください。